

通告6番、3番議員、熊田和人君。

3 番 改めまして、おはようございます。

通告6番、3番議員熊田和人でございます。

通告にしたがい、私は電子入札と入札制度について問います。平成18年度から供用を開始した、かながわ電子入札共同システムに参加して12年がたとうとしています。参加の理由は2年ごとの入札参加処理の簡素化、入札の簡素化、申請側からの県、市町村に重複の書類等利便性は向上しています。しかし、毎年150万円前後の金額を運営費として負担しているにもかかわらず、紙入札から電子入札に変わっただけで、入札に関する設計図書を電子化したものをCDに複写したものを担当課に取りにこななければならない、必ずしも電子入札システムを使いこなしてはいません。私が疑問に思うことは、改善できることは改善し、なるべく行政に負担をかけないで入札できるようにできないのか、同じシステムを使用している県及び他市町村の動向を把握できないのかということでございます。入札制度に関しては、工事、コンサル、物品・一般委託に分かれています。特にコンサル、物品・一般委託は落札率50%を下回る案件が見受けられ、平成29年度では物品で落札率10.25%があり、とても正常な入札とは思えません。工事に関しては、ここまでの低入札は見られません。理由は簡単でございます。工事は最低制限額を設けているからです。入札とは資格のある業者に適正な金額で受注機会を与え、なるべく多くの業者に落札していただくことと理解しております。このことを踏まえ、次の項目についてお伺いいたします。

1、入札システム上で設計図書をダウンロードできるようにする考えは。

2、工事には最低限価格を設けているが、コンサル、物品・一般委託にも最低制限価格を設ける考えは。

3、多くの業者に受注機会を与えるため、同日に複数案件の入札は、先の案件を落札した業者が、その後の案件には自動的に辞退になるような考えは。

4、複数の業者に見積もり依頼をした案件では、設計図書に細かい歩掛（人工等）を示したものを配布する考えは。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

議 長 答弁願います。町長。

町 長 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、通告6番、熊田和人議員の電子入札と入札制度について問うというように5点ほどを頂戴しておるわけですが、現在本町では神奈川県をはじめ、県下28市町村と水道企業団で構成する神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会に参加をして、平成19年度より電子入札システムを導入したわけですが、本町といたしましては、平成19年度に設計金額2,000万円以上の工事案件を対象として電子入札の試行運用を開始したものでございます。計7件を執行したところでございます。また、平成20年度には設計金額1,000万円以上の工事案件を対象に16件、設計金額250万円以上のコンサルタント業務を対象に7件、年間合計23件を電子入札で執行いたし、対象案件を徐々に増やしてまいるといような状況でございます。そして、21年度より地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び大井町契約規則第34条で定める額以上の案件について、業種にかかわらず、全て電子入札にして執行しているという状況でございます。電子入札システムについては大きく分けまして三つの機能がございまして、一つ目は入札システム。これは指名から、入札、開札、落札者の決定までを行う機能でございます。二つ目は入札情報サービスシステムです。これは入札結果等を提供する機能でございまして、各自治体で行った入札結果等が、インターネットを通じて確認できるというサービスでございます。3点目は資格申請システムでございます。これは各自治体の入札に参加する希望をもつ業者の申請を受け付け、審査をいたし、業種ごとに各自治体の競争入札参加資格者名簿に記載する機能でございます。この名簿に記載された業者はその業種、業務を行うための審査が済んでおり、入札に参加する資格を有している業者であるために公共事業を発注する入札に参加する資格を得ているというようなところでございます。受付審査は定期申請は2年に1度、随時申請は毎月、または変更等は随時行い、本町では約4,500社程度の競争入札資格参加者があるという状況でございます。

議員からは、電子入札に問うということで、5問の御質問をいただいているわけございまして、その1点目の入札システム上で設計図書をダウンロードできるようにする考えはどの御質問でございますが、かつて本町では指名した業者に対して、設計図書類を全て紙ベースで窓口で配布しているというよう

ことをごさいます、しかしながら、特に工事案件など1業者あたりに配布する設計図書が100枚を超えることも珍しくなく、書類印刷代のコストの問題があり、また、印刷の際にかかる時間など非効率であるという課題を抱えておったことから、全ての設計図書類をCD-ROMに焼きつけて配布する方法へ変更したものでございます。そもそも電子入札システムには、こういった設計図書類をアップロードし、配布する機能があり、この機能を利用することは検討したところでございますが、当時の電子入札システムでは1件当たりのアップロードできるファイル容量が非常に小さく、多くの案件で全てのファイルを配布し切れない状態でごさいました。そういう点では、実用性に乏しかったことからCD-ROMでの配布方法を採用してきたところでございます。その後、電子入札システムのサーバー増強が行われ、1案件当たりのアップロード容量も増えたこともあり、平成29年11月30日の入札案件から案件登録の際に設計図書を添付し、指名をされた業者がそれぞれ電子入札上で設計図書を入手をすることができるように対応したものでございます。これによりまして、窓口での配布はなくなりましたが、パソコンの故障やICカードの期限切れなどにより、電子入札システムを使えない業者におきましては、設計図書をダウンロードすることができないため、従来どおりCD-ROMによる設計図書の配布もしておるといような状況でごさいます。

2点目の、工事には、最低制限価格を設けているが、コンサル、物品・一般委託も最低制限価格を設ける考えは。との御質問でございます、本町は500万円以上の工事案件について最低制限価格を設けておるところでございます。まず、工事案件に最低制限価格を設けた経緯でございます、公共工事の品質確保の促進に関する法律や、公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律の中で、発注の責務の一つとして談合とダンピング受注の防止を求められるという点が上げられます。このために国土交通省及び各省庁等で運営されている中央公共契約制度運用連絡協議会は調査、研究を行い、社会状況等を反映した工事案件の低入札価格、調査基準価格の設定の割合、いわゆる中央公契連モデルを通達いたしました。このため、多くの自治体が工事案件にこの中央公契連モデル基準割合を準用いたし、あるいはこの基準割合を参考にした独自モデルを作成し、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を設けておるところでござい

ます。本町も最低制限価格と低入札調査基準価格を設定する際には、この基準割合を参考にいたし、独自モデルで設定をしているところがございます。工事案件につきましては、このように最低制限価格を設けるための明確な基準割合があり、かつ500万円以上の工事案件につきましては、設計部署による積算もしくは外部への設計委託を行い、予定価格を決定するために最低制限価格を設けることができるということになります。コンサル、物品・一般委託にも最低制限価格を設ける考えはとのことでございます。議員がおっしゃるように、コンサル、物品・一般委託では落札率が低い案件もございます。これは、これらの業種へ発注する際に、自前で積算することが困難であり、業者に依頼した見積書などにより、予定価格を設定することも起因してくるものと考えておるところでございます。定例的な委託事業や継続的な事業などについては、予定価格の目安もつきやすいのでございますが、特に新たな委託事業などの場合は、予定価格の設定が高目になる傾向があるため、安価な実勢価格での入札により、落札率が低くなることもあるものと考えております。このように、最低制限価格を設定する明確な基準がなく、予定価格の制度も高くないと思われるものに最低制限価格の設定は困難であると考えてございます。なお、神奈川県をはじめ、小田原市を含めた周辺の自治体においても工事及び工事に関連する委託案件以外では最低制限価格を設定してございません。県内にはコンサル、物品・一般委託に最低制限価格を設けている自治体もございますが、最低制限価格を1円などと設けている自治体もあるわけございまして、本町におきましても、予定価格の精度を向上させる対策を検討するとともに、近隣自治体の状況を参照しながら、調査研究を進めてまいりたい、そんな考えでございます。

3点目の多くの業者に受注機会を与えるため、同日に複数案件の入札は先の案件を落札した業者はそのような案件により自動的に辞退になるような考えはとの御質問でございますが、まずは本町は指名選定型の入札制度を採用しており、選定の際にはその業務を請け負うにふさわしく、完成まで滞りなく業務の履行が見込める業者の中から手持ち案件の状況などを踏まえ、経歴や地域性等に留意して選定をしておるものでございます。地域性については、まず町内の業者、そして、足柄上郡の業者などと広げていき、入札の競争性が保てる業者数を選定していることから、地域業者が落札し、業務を履行することにより地

域経済への活性化につながるものと考えておるものでございます。議員おっしゃる件は、いわゆる一般競争入札における「取り抜け」といわれるものだと推察してございますが、本町は指名競争入札を採用しており、辞退は落札者本人の意思で行うものであるため、入札の指名した側の発注者が落札者を次の入札から外すということは困難であると考えております。したがって、本町では現時点では指名競争入札により入札を執行しているため、手持ち案件状況による指名選定等により、多くの業者が受注の機会を得られるよう対応してまいりたいと考えておるところでございます。

4点目の複数の業者に見積もりを依頼した案件は、設計図書に細かい歩掛を示したものを配布する考えはとの御質問でございますが、入札にかかわる設計図書については、可能な限り詳細でわかりやすい設計図書の指示を心がけているところでございます。しかし、先ほどの答弁の中にございました、設計部門以外に所属の発注の中で自前で積算の困難な業務のうち、比較的高額なものについては設計委託等を行いますが、それ以外の業務については複数社からの見積書を徴した上で、設計価格を決定しておるものでございます。見積書を徴するに当たりましては、なるべく詳細な見積書での提出をお願いしているところでございますが、見積書の提出に対価をお支払いしているわけではなく、業者の負担によって成り立っているところでございますので、大まかな見積書をいただくこともございます。自前で積算することが困難な業務における設計図書の作成については、事前調査などを重ねていき、可能な限り詳細な設計図書の配布を心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

5点目の手持ちの案件による指名選定を行う考えはとの御質問でございますが、指名選定をする際には発注する案件の内容や規模、特性等から業種、格づけ、業務経歴、資格保持者、経営規模、地域性などの項目とともに、手持ち案件の状況を選定の基準としておるところでございます。当町の発注した事業をはじめとして、神奈川県や他自治体等の受注状況を聞き取りするとともに、新聞や入札情報などから把握し、手持ち事業の規模、履行機関、従業員等の人数、事業の進捗状況などにより、履行が難しいと判断した場合は、指名選定から除外しております。以上、答弁とさせていただきます。

分ございませんでした。それでは、再質問させていただきたいと思いますが、まず、1点目の入札システム上での設計図書をダウンロードをできるようにする考えはということですが、もう既にやられているという回答を得ましたので、それはそれで業者のほうもわざわざ来る必要はなくなったもので、利便性が高まったということで大変よろしいかと思うんですが、私、なぜこの質問をまず最初にさせていただいたかと言いますと、私、昨年の決算特別委員会でもちよっと触れさせていただいたと思うんですけど、既に同じシステム上でやられているところもあるのに、なぜ大井町は全然やっていなかったのかと。去年の決算の時期はまだやられていなかったということで質問させていただいたんですけど、こういう共同システムというのは、何か協議会の中で「こういうことはできます。」「こういうことをやっています。」という情報交換というのを行っているとは思ってはいたんですけど、そういう情報もなかったのかどうか、そこら辺の経緯をお聞きしたいと思います。

企画財政課長

この入札、契約の担当が各市町でございます。例えば、足柄上郡あるいは南足柄市を含めた2市5町、その辺で部会といったものを特に設けているのではございませんので、定期的にそういった話をしている状況ではございません。ただ、いろんな機会をもちまして、例えば足柄上郡5町の担当の中でこういったことをやっているのかとか、そういった連絡は取り合っております。今、現在議員が御質問されているような内容につきましても、各市町、小田原市も含めた中で、話というか、情報交換はさせてもらってございました。実際、松田町とか山北町はいまだに電子入札システムを使った配布というのをしてございませんけれども、もともと山北町は参加されていないので、そういった状況なんですけれども、大井町につきましては、実際、数年前に答弁の中にもございましたように容量が増えたというような状況ではございました、その対応が少し遅くなっているなという感はございました。しかしながら、ここに来て何とか電子入札システムによって、その配布はできるということになったことはとりあえずの進歩だというふうに思います。できればもう少し前にできればよかったかなというふうに考えてございます。以上です。

3 番 上郡5町でもということで答弁があったんですけど、もともと私が見る限

り、山北町に入っていない4町、あまり電子入札を使いこなしているように思えないんですね。そこで協議してもあまり意味がないのかなと、私は率直に思ったんですけれど。このようなことも一つとっても、私ですね、大井町の体質が見えてくるのではないかなと単純に思いました。現状のことをこなしていれば、それでいいということを思っていないと思うんですけど、そういうふうに見えてしまうんですね。町長も常日ごろから行政はサービス業だというふうにならわれております。私、この言葉を何回も議会の中でも言わせていただいたんですけれども、お客様である町民、今回業者も含まれますが、いかにして負担を減らすかを考えていけばおのずと早目にそういうことができるということであれば、やっていくのが当たり前なのかなとは思ったんですけれど、そういうことはこの電子入札の依頼人、部署以外にもそういうことがあるのではないかと私は危惧をしているんですけれど、町長の見解をお伺いします。

町長 事務的にございまして、電子入札だけではなく、速やかにやるということが重要でございまして、場合によっては慎重に対応していかなければならないものもあるわけございまして、そういう点において、いろんな方向へ視野を向けて取り組んでいく必要がある。そんな認識をしておるところでございまして、私は役所の入札制度は余りにも親切過ぎるんじゃないかなというように思うんですね。単価抜きの表を渡して、そこへ単価等を入れていけば数字が出てくるというような。我々が、私が工事をする場合は設計書だけポンと渡して、数字をきちっと出させる、クギー一本まで全部図面から拾い上げて見積もり指示書なりをもってくるというようなことございまして、役所の入札は余りにも親切過ぎるんじゃないかなと、これが本当の正しい入札制度かなと思うんですが、国も含めて県もそういうふうな結構、入札制度について親切に配慮しているんじゃないかなという点も私自身思っているところございまして。何はともあれ、いろんな角度から町民サービスなり業者へのサービスをしていく必要があるというような認識をしているところです。

3 番 それでは、2点目の最低制限価格についてのことなんですが、工事に関しましては先ほど答弁がありましたように、最低制限を設けていますが、低入札調査も含めて改めて御説明を願いたいと思います。

企画財政課長 質問の趣旨がいまいち捉えていないかもしれませんが、最低制限価格

等の低入札調査の状況でよろしいでしょうか。大井町の場合は最低制限価格が500万という設定がございまして、低入札は2,000万というような運用をしております。議員おっしゃるとおり、先ほどの質問にもございましたが、その金額そのものはどうなんだという考えを常にもって仕事に当たっております。今現在、ほかの市町と比べても500、2,000といった数字が高いのか、低いのかというところを検討してございまして、議員おっしゃるように落札率ですね、大井町決して高いほうとは言えないという状況ですので、その500、2,000といった数字は早々に検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

- 3 番 私なりに電子入札システム上で大井町の平成28年度と29年度の案件を指名競争入札の案件になりますが、調べてまいりました。平成28年度は工事で37件、コンサルで9件、物品・一般委託で49件、そして平成29年度は工事で21件、コンサル11件、物品・一般委託54件の指名競争入札がされました。その中身を精査いたしますと、落札率60%を下回っている案件は平成28年度は工事で1件、コンサル3件、物品・一般委託が5件、そして平成29年度は工事が3件、コンサル2件、物品・一般委託が9件でありました。その中でも平成28年度、コンサルで落札率19.56%、物品・一般委託43.96%、平成29年度ではコンサル26.38%、44.28%、物品・一般委託では46%、42.5%、44%、10.25%、これだけ見る限りでもちょっと低いのではないかなという案件が見受けられました。この落札率で利益を得るといことは私は難しいのではないかなと思っておりますが、まして、職員は専門職がいると私は思えないもので、検査、精査が果たして可能かどうかというのを一つ疑問に思っております。平成28年度の決算の議会のうち、同僚議員が、金手の下水道工事において町民の方の指摘により工法が不適切な箇所があったというように、業者に任せっきりの部分もあったように思われます。そのようなことも含めまして、再度工事には最低制限を設けておりますが、コンサル、物品・一般委託にも最低制限価格を設けることが一つの手抜き工事ということは言いませんけれど、一つの成果も、ちゃんとした成果を納めるという部分では必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 確かに平成29年度、手元に資料はございませんけれど、その中で工事、委

託、コンサル、物品といろいろございまして、特に物品につきましては非常に落札率が低いというような状況ではございます。ただ、工事につきましては、先ほど答弁の中でもございましたように、やはり公契連モデルをもって独自に設定してというような根拠がございます。ただ、工事以外の部分につきましては、なかなか、例えば物品の何割が適切なのかというところがなかなか判断がしづらいという状況もございまして、なかなか物品、コンサル関係につきましては、最低制限価格を設定することが厳しいかなというふうに思っています。周辺の状況につきましても、やはりこの周辺は一つも物品、コンサルについて最低制限価格を設けているところはございません。例えばですけど、小田原市、南足柄市さんにつきましては、工事に関する設計等、それについて最低制限価格を設け始めたというような状況でございますので、その辺は大井町としても調査、研究を進めてまいりたいというふうに考えてございますが、物品等につきましては、今現在、厳しいかなというふうに考えています。以上です。

- 3 番 今の答弁でも厳しいのかなという部分もありましたけれども、今後も、物品に10.25%という落札率があったもので、今後もそのように低い落札率があっても、落札決定をされるという考えは変わっていないということではよろしいのでしょうか。

企画財政課長 例えば物品ですね、そういったところで29年のほう10.25%というのがございました。それについては、その10.25%の数字をもってそれで落札しないというような判断をすることはできません。その業者にとっても10.25%というのは、この場をもって詳しい言葉は出せませんが、何かのきっかけというような考え方をお持ちなのかなと考えております。実際、その10.25%、これからも出てくる可能性はございますけれども、その数字をもって落札しないというようなことは考えてございません。以上です。

- 3 番 そもそも見積もり自体がおかしいんじゃないかというふうに思わざるを得ないんですよ。こんなに低い金額で落札されてしまうと。先ほど答弁にもありましたように、複数業者から見積もりを出させていただいて、その中で予定価格を決定したということでもありますけれども、そもそもその金額自体が本当に適正の金額なのかというのも私は疑問に思うんですね。そこのところも変えていか

なければ、今後のこういう低入札というのは出てくると私は思っているんですけども、その点も含めて今後改善していこうという考えがあるのでしょうか。

企画財政課長 10.25%というような案件は正直申しまして印刷機の購入ということでございます。印刷機の購入、印刷機そのものの自体の金額、どこが適当なのかということがございまして、定価というものが実際はあることはあるんですけど、カタログ等にも載っていないような状況で、こちらで調査して見積もりをとった結果、この実勢価格に近い金額をもとに金額、予定価格を決めてございますけれども、実際その10.25%を入れた業者にとっては、何パーセントが適当だったのかわかりませんが、物品の場合、こういった場合が今後も出てくるかと思えます。これについて、例えば10.25%の数字を予定価格とするのが適切かどうか、そう言われるとなかなかそれも厳しいところがございまして、やはり物品等につきましては、最低制限価格の決定は厳しいというふうに考えております。以上です。

3 番 確かに物品に関しましては、歩掛というものが公表、公表というか決まっていなくて、そのように複数業者から見積もりをとるという形にせざるを得ないと思っております。それもいたし方ないかなと私は思う反面、やはりこういう数字は出てくると疑問に思わざるを得ないということで質問させていただきました。では、コンサル、一般委託の中にも歩掛が公表されている例、国とか県とか、公表されている案件に対してもやはり低い落札率でされているところが見られるということでございまして、その点に関しましては、いかがでしょうか。見積もりとっていないで、決まっている中での歩掛で低入札になっているという点に関していかがでしょうか。

企画財政課長 公表されているというものについて、そういった案件がもしあれば、それを使ってやっていくというふうに考えてございますけれども、その細かいところについてはうちのほうも把握し切れていないところがあるかもしれません。その公表しているものについて使っていないというところがございますれば、それについては指示をしていきたいというふうに考えています。

3 番 ちょっと質問が悪かったようで、具体的におっしゃいますと、例えば地域制限、一般委託に関しまして、これは県の歩掛をそのまま使用しても予定価格が設定されていると思っておりますが、その点に関しましては低い落札率になります。

その点に関して、やはり予定価格というのは実勢価格ではなくて、平成29年度はこの金額ばかりで決まっているという案件に対しても低い落札率だなというのがやはり私は問題ではないかなと思っておるんですが、その点に関しての御答弁をお願いします。

企画財政課長 議員おっしゃるとおり、地域水源林につきましては、非常に落札率が低くなってございまして、これにつきましては、県からの指導等もございまして、予定価格を決めてございます。それについて、この結果が出たというところについてはやむを得ないところがあるのかなというふうに私は感じます。

3 番 今の答弁納得できないんですけれど、わかりました。

次に、3番目に、多くの業者に受注機会を与えるための同日の複数案件の入札という質問に関してですが、私が、先ほどもおっしゃったように、平成28年と29年、調べましたところ、同日の入札工事、平成28年度は工事9件ありまして、そのうち同じ業者が2件または3件落札したものが7件、コンサル3件のうち、1件、物品・一般委託で5件のうち4件、平成29年度は工事6件のうち1件、コンサル3件のうち1件、物品・一般委託5件のうち3件でありました。1回の入札に多いときには12社も指名していますので、たくさんの業者に仕事をしていただきたいと思っております。さらに、入札期間が1カ月、2カ月の期間のあいている間に予定価格が1,000万以上2件、3,000万以上1件を落札した業者も見受けられました。さらに、この業者が同じ時期に県の工事の案件も県西土木で8,000万円級の工事を1件、そして3,200万円級の工事を1件落札しておりました。そういう大きい金額の工事というのは、やはり3カ月とか6カ月という期間が設けられていると思うんですけれど、その期間にそういう大きい金額の金額を、物件を落札しているわけですよ。その業者が本当に1社に、全部こなせられるかどうかというのは、私は甚だ疑問に思っているんですね。その業者がどの程度の規模なのか私はわかりませんが、恐らくは下請業者に協力していただいていると思うんですけれど、その大井町の工事に関しても私は1社じゃできないと思っております。下請登録は町に当然届けを出していると思うんですけれど、届けを出しているかどうかというのはわかる程度でいいので、御答弁をお願いします。

企画財政課長 いただいております。以上です。

3 番 その下請登録の業者というのは、町内業者でしょうか。

企画財政課長 ほぼ町内業者でございます。以上です。

3 番 それを鑑みますと、やはり同じ業者が全部、全部ではありませんけれど、とって、指名されているところが下請になっているということというのは、私はそもそもおかしい話ではないかと思うんですね。多分指名されている業者が下請登録として登録を出していると思うんですね、町内業者に、任意で。指名されているということは、その指名している業者はその工事の案件に対して、どこでも工事が可能だということで指名をされていると思うんです。それにもかかわらず、下請として安い金額で町の業務を、工事をやっていくということは、やはり私はおかしい話だと思います。やはり、指名されたのであれば、どの業者もやはり仕事をとっていただいて、そして、儲けるというのはおかしいですけど、利益を上げていただいて、そして税金払っていただく。それが経済の循環だと私は思っているんですね。私は今の、この大井町のそういう1社がいっぱいになってしまうという状況に対しましては、やはり少しおかしいのではないかというふうに思っておりますが、私ちょっと町長にその見解をどうしてもお聞きしたいです。いかがでしょうか。

町長 入札の落札者というのは、いわゆる経営努力等によって落札をされるわけがありますし、また、今の入札制度が私も決してよくないとは思っているんですよ。しかしながら、これで入札制度をやるのが公平に公共工事を執行しているというようなことになっているかと思うんです。どうしても、クジ引きでやらなければならないかたたりするということで、理想の入札制度ではないのかなと思いますし、また、今、区切りをしてはならないということで、なっております、そういう点からも同一金額で数字が出て、そして落札はクジ引きでというようなことが必ずしも望ましいとは思っておりません。制度としてやっておるというようなことでございます。また、私も入札、今関与してございませんけれど、町の落札者が丸投げをしているなんていうような、聞きますとそのような聞き取れる面もありますが、まずはそんなことは絶対にないと信じておるところでございます。

企画財政課長 私からも一つ。先ほど議員がおっしゃるものは、答弁にもありましたように、「取り抜け」というものだと推察しております。これにつきましては、

一般競争入札において事前にそのことを報告した場合において利用ができるというような制度でございまして、指名競争入札においてはどうかというところもございまして、それは県の入札担当課のほうに照会をさせていただきました。その結果、やはりその「取り抜け」と思われるものについては、指名競争入札については適していないというような回答をいただいておりますので、やはりそれについては現在今、うちは指名競争でやってございますので、それについてはそれを導入にするのは厳しいかなというふうに考えてございます。ただ、議員おっしゃるように、先ほどのパターンはちょっと今手元にはないんですけども、実際29年度においても同じ日でクジで2社がとったというふうな状況もございまして、これについてはクジですので、やはりそのクジが公平かどうかというところもございまして、逆にクジだから公平だというような考え方もございまして、これはパソコンのほうでやってございますので、何とも申し上げられませんが、そういったことの、どうしてもそれが出てきてしまいますので、それをどう対処するかというところですけども、これについてはこの後の質問にも出てきますけれども、実際ことし、当初2件ほど合わさってしまったと、一つの業者がとってしまったというような案件がございまして、その後の入札については遠慮していただくというようなことをしてございますので、そういった方法をもちまして町内の業者皆さんに回るような方向にしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

- 3 番 できる限り町内の業者にも、たくさんの仕事を回せるように役場としても何とかしていただきたいと思っただけの質問でございました。一つ、お聞きしたいのが、複数案件は当然、町の案件を把握できていると思うんですけども、例えば近隣の市町、県、というのはシステム上というか、テクリス・コリンズ、そういうもので把握は可能だということではよろしいのでしょうか。

企画財政課長 答弁の中にもございましたように、近隣の状況ですね、神奈川県さん、それから小田原市さんとか周辺の町さん、その辺の状況は各入札ごとに調査をしておりますので、それについては把握している状況でございます。

- 3 番 先ほど私言いました、テクリス・コリンズという言葉なんですけれども、そういうものは大井町では幾らか以上の金額で登録を義務づけられているというこ

とを聞いておりますが、そういうところも使用、活用して何かそういう情報というのを得ることはできないのでしょうか。

企画財政課長 テクリス・コリンズにつきましては、工事の関係で登録をしていただいている状況でございますけれども、入札の情報を事前に入札時に得るといった意味では、その二つを見るというよりはネットで状況を把握しているという県の情報入札システム、その辺のほうで把握していると。それから、新聞等で把握しているというような状況でございます。以上です。

3 番 状況はよくわかりましたけれども、いろんな方法で調べられておりますので、活用していただきたいと思います。

では、次の重複する部分も、先ほどの答弁と重複する部分もあったと思うんですけど、複数業者の見積もり案件ですね、先ほど私はその見積もり自体が本当に適正の価格かどうか疑問に思うというふうに質問させていただいたのですけれど、やはり物品は確かに難しいと思います。しかしながら、明らかにこんなに10%台や20%台とか落札費が出ているのであれば、やはり本当に適正かどうかというのも疑問に思うんですね。今の時点でどうのこうのということは言える立場ではないんですけど、何かもっと適正な価格に予定価格を設定できるようなことができないのかどうかというのを最後にお聞きしたと思います。

企画財政課長 物品については先ほど申し上げましたとおり、どこが適当かというのは非常に難しいところがございます。物品についてはそうなんですけれども、それ以外のコンサル、委託と、その辺については、例えば少額のものですね、その辺については例えば事前に3社あたりから見積もりをとって、それを参考に予定価格を実行するというのをやっておりますけれども、その3社の見積もりの内容が出てきてもばらばらなこともございます。詳しいところもあるし、大まかなところもあるというような状況でございますけれども、それをどうするかというところでなかなか難しいところはあるんですけども、例えば、その詳しいところの見積もりを参考にして、再度その詳しいものをもとにもう一回ほかの会社に取り直すとか、そういったことも考えられるのかなと、個人的に思っているんですけども、それ以外にも例えば今現状の人材といいますか、その部分で対応は厳しいですけども、もし可能な場面がくればそういった詳しい歩掛ができるような職員が別途いれば、それにこ

したことはないんですけど、それは理想的な話です。いずれにしろ、なかなか難しい中でも何とか、できるだけ詳しい歩掛等の入ったものをできるだけできるような形を検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

- 3 番 この何社かの作成した見積もりをいただいて予定価格を決定するという事は物品に限らずコンサルトとか一般委託に関しましても、国とか県とかの歩掛がない場合は複数社に見積もりをとっての価格決定になってくると思うんですけど、私が一つ疑問に思うのは、例えば3社見積もりをとりました、その中でどの金額を採用したとかは当然わからない話ではありますが、当然その見積もりを出した、提出していただいた業者も指名の業者に選定されているのが主立ったことじゃないかと思っております。そうしますと、その3社はある程度の金額というのは見積もりを出しておりますから把握しているんですね。何も見積もり出していない指名された業者というのは何もわからず設計書だけいただいて、いただいても歩掛も何も書いていない。例えば、技師Aが何人工とか、技師Bが何人工とか、そういう細かいことまでは書いていない設計書を出しているのかなとも思われるんですけど、そうすると、その時点でもう公平でなくなってしまうのではないかなと私は思うんですけど、その点はいかがでしょう。

企画財政課長 議員おっしゃるような意見も確かにありました。先ほど私が私見の中で申し上げた方式をとったとすると、そういったことに近づいていってしまうのかなという考えもありますけれども、なかなか、でも一般的に考えれば、例えば見積もりをとった3社が事前に見積もりをとったことで有利になるというようなことはないのかなというふうに考えます、私個人としては。何と言いますか、歩掛が入った見積書ですね、それをできればですけど、事前にそれができたものを皆さんにお配りできれば一番公平なのかなというふうに思います。以上ですか。

- 3 番 私が思うに、例えば10.25%という低過ぎて、何度も出すよとありますけれども、私は予定価格が全く把握できないからこういう落札率になっているのかなと思ってしまうんですね。この業者が見積もりを出しているかどうかはわかりません。けれど、何もわからない状態で指名されましたと。全くわからないとなると、ほぼこういったら何ですけど、適当な金額を入れるしかない

ということがこういう低入札の落札になってしまうのではないかと私は思うんですけれど、いかがですか。

企画財政課長 議員おっしゃる10.25%、物品の、その入札についていえば、その予定価格が適切ではなかったから10.25%になったということではないのではないかなというように考えます。以上です。

3 番 予定価格が全くわからないからこういうふうになっているのではないかなということでお聞きしているんですね。ある場所では、事前に予定価格を公表しているところもあります。入札前に。そうすれば、後は自社の裁量でどの金額までだったら利益を上げて入札できるかなというのを検討はできるとは思うんですけれども、今の時点ですと、やり方を見ますと、全く予定価格はわかりません。金額も全くわかりません。そういうことは、ないかもしれないですけれども、そうすると金額自体も本当にどうなのかなと。私は本当に危惧しているんですね。ある程度の歩掛とか、公表されている部分だったら各社努力していただいて、ある程度金額を出すことはできますので、そこからの金額で入れるということは全く問題ないと思うんですけれど、全く予定価格がわからない状態で、入札するというのは私はいかがなものかなと思うんですね。そういうことをやるのであれば、やはり予定価格は公表してもよろしいのではないかと思うんですけれど、いかがでしょう。

企画財政課長 議員おっしゃるように、私もある一つの市町村でそういった事前に公表しているといったところを聞いたことはございますけれど、そうすると、最終的にその数字はどうなるかという、普通に出せばみんな同一の金額になるわけございまして、その後は企業努力でどうなるかというような競争になるというような形で、それが果たしていいのかどうかということもございまして、その辺はもうちょっと研究をさせていただきたいと思います。予定価格につきましては、物品、例えば今の印刷機の件ですけれども、とにかく予定価格がどれが適正かというのがわからない状況ではございまして、やはりこちらとしては実際の実勢価格、その辺をもとに予定価格とするしかないのかなと、結果的にその10.25になるのは今現時点では物品のあるものについてはやむを得ないかなというふうに考えます。以上です。

3 番 私は、答弁はそういうことになると思うんですけれど、やはりこんな落札率

で業者が利益を出せると到底思えないです。今回は物品ですけれど、例えば技術系のものに関しましてもここまでの低い落札率になると本当にその出してきた成果、本当にあっているかどうか、正確なのかというのは、もう担当職員とか役場のほうで精査するしかないと思うんですね。でも、先ほども私言いましたけれど、専門職が多分いらっしゃらない、ある程度わかっている方がいらっしゃると思うんですけれど、本当にこの分野に専門という方がいらっしゃらないと思うんですね。そのいらっしゃらない中で、その成果が果たして本当に正確なのかかどうかというのは精査できないと思うんです。そうすると、やはり最低制限価格を設けたり、落札率を上げるよう努力していただいて、手抜きではないんですけれど、やはり正確なものを、今も正確とは思いますが、なるべく余裕をもった中での成果を出していただくということも私は一つ肝心なことではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 繰り返しになって非常に申し分ないんですけれども、物品のある分野についてはこれはやむを得ないかなと思います。この10.25%で請け負った業者については先ほども申し上げましたが、きっかけを求めていたのかなというふうに考えてございます。それ以外の設計ですね、あるいはコンサル、その他の部分については議員おっしゃるところもわかりますので、やはりその辺は先ほども申し上げましたが、何かいい手はないかなということを考えていきたいと思えます。以上です。

町長 入札制度についてはいろいろございまして、まさに労働賃金が多くかかるものとか、材料費が多くかかるものもありますし、また、コンサルのように知的能力からいわゆるそういうようなものを我々は購入する。また、コンサルにおいては過去に大井町の実績があれば、大井町がどういう地域にあって、どうというようなことは既に状況をもって、資料をもっているわけでございます。当然、落札率も安くなっています。また、物品購入によれば、やはりその業者が手持ち在庫があつて、それを早く現金にかえたいというようなことがあれば、それは非常に低価で入札の札を入れるということもございまして、過去にはシステムの導入等によって100円落札があつたりした経緯もございまして、入札制度につきましても、いろいろ多々問題があるところじゃなかろうかなというように思えますし、今、問題になっているのはJR東海のリニアモーターカー、

いろいろわさされているところでございます。日本で本当に技術力があるのは、あのクラスだけしかないわけでございます、そこが受注しない限り短期間で工事ができないというような実情じゃなかろうか。入札制度にはいろんな、私は課題があるというようなことで過去から入札制度を変えてきた。また、大井町の入札の指名の仕方がおかしいんじゃないかというようなことで、役場へ乗り込んできた方もありました。しかしながら、制度を私どもは変えて、そして町民の皆さんから、また業者の皆さん方に信頼をおけるような入札制度にしていくというようなことは我々大井町にとってもそうでしょうし、当然国、県の自治体の機関でそういうことをしていかなければならない。しかしながら、いわゆる品質の安定化の問題ですね。今、歩切もだめだとか、そういうようなことによって今の状況があるわけでございますし、過去には98%とか99%の落札率でいろんなところから指摘を受けたこともございました。制度を国も変えていきますし、我々もそれに準拠しながら最良な方法を見出していかなければならないかと思っておりますし、これ、入札制度がある限りいろんな問題が時代によって出てくるというようなことでなかろうかと思っております。公平、公正にできるように、そんな心配りをしていく必要がある。絶えず進歩しなければならない、そんな思いでございます。

- 3 番 ぜひとも、私も町長の今の答弁に同意見で、ぜひともよりよい制度にしていただきたいというのが希望でございます。さっきですね、入札制度もそうなんですけれど、品質の精度、正確さというのも担当職員は見抜いていただきたいと思ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

議 長 以上で3番議員、熊田和人君の一般質問を終わります。